

作成日 令和8年6月30日

令和8年度 施行

文化鑑賞公演（小・中学校）

（教育推進課教育推進係）

公示用

文化鑑賞公演（小・中学校）

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
小学校 3公演		1	式		
中学校 2公演		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

文化鑑賞公演（小・中学校） 仕様書

- | | |
|---------|--|
| 1 契約業務名 | 文化鑑賞公演（小・中学校） |
| 2 公演演目 | ミュージカル アラジン |
| 3 公演会場 | 芽室町中央公民館 1階大ホール（540席） |
| 4 公演日時 | ①小学校 令和8年9月1日（火）及び9月2日（水）
②中学校 令和8年9月7日（月） |
| 5 公演回数等 | ①小学校 3公演
9月1日（火）
・午後 開演 13時30分～
9月2日（水）
・午前 開演 10時30分～ ・午後 開演 13時30分～
②中学校 2公演
9月7日（月）
・午前 開演 10時30分～ ・午後 開演 13時30分～ |
| 6 対象者 | 町内小中学生 |
| 7 その他 | ①契約金には、著作権使用料、出演料、契約業者の編成するスタッフ人件費、運搬費、交通費、宿泊費、食費等公演に関わる諸経費の一切を含むものとする。ただし、会場および会場設備使用料は教育委員会が負担するものとする。
②教育委員会は、契約業者が公演にかかる仕込みに必要な時間及びリハーサルに必要な時間、劇場等を契約業者に提供すること。
③公演中、教育委員会が提供する劇場内において、契約業者の責に帰すべき事由による事故により、出演者・スタッフが身体に損傷を受けた場合、契約業者はその責を負うものとする。
④契約業者は、その所属の出演者が、疾病などやむを得ない事情により出演できない場合は、代役の起用などにより公演が中止されないよう努力し、教育委員会はその場合、契約業者が代役により公演することを承諾すること。
⑤教育委員会、契約業者いずれかの責に帰する事由により、本契約の履行が延滞又は完全な履行をできず、相手方に損害を与えた場合は、両者協議の上、良識をもって対処すること。
⑥教育委員会及び契約業者は、天変事変、不慮の災害、不可抗力又は双方の責に帰し得ない原因から生じた本契約の不履行・遅延等については、両者協議の上で協議するものとする。
⑦本仕様にて定めのない事項あるいはこの仕様条項に関して疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。 |